

川崎市指令環廃 第3号

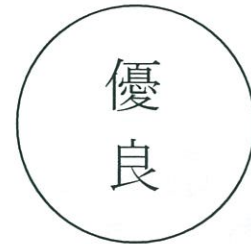
許可番号 第05720001425号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 横浜市保土ヶ谷区今井町1120番地1

氏 名 木村管工 株式会社

代表取締役 木村 徹 様



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

平成29年4月14日

川崎市市長 福田 紀彦 印



許可の年月日

平成28年4月1日

許可の有効期限

平成35年3月31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（圧縮・梱包）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 廃プラスチック類 以上1種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(3) 制限

圧縮・梱包に係る産業廃棄物は、軟質な廃プラスチック類に限る。

2 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記入すること。）

別記1のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

平成28年4月1日 更新許可

平成28年4月1日 優良認定

平成29年3月16日 住所変更

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

別記 1

(1) 事業の用に供する施設

施設の種類及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 圧縮・梱包施設 (圧縮・梱包施設) (設置年月日 平成16年 3月15日)	9.6 t / 日 (廃プラスチック類)	川崎市麻生区岡上字 天神谷戸1028番 1ほか (968 m ²)

(2) 施設の種類及び能力

施設の種類	処理能力	備考
圧縮・梱包施設一式	9.6 t / 日	圧縮・梱包施設



この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。